

春日井市学校情報機器検討委員会要綱

(目的及び設置)

第1条 春日井市教育委員会の所管に属する小学校及び中学校（以下「学校」という。）の情報教育の推進にあたり、コンピュータ、各種ソフト、周辺機器等の情報機器について検討及び選定を行うため、春日井市学校情報機器検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が任命する。

- (1) 学校の教職員
- (2) 教育委員会事務局職員

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、任命を受けた当該年度の間とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、あらかじめ教育長が指定する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員長は、議事の内容に応じ必要と認める場合は、会議をウェブ会議（オンライン会議）とすることができる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。